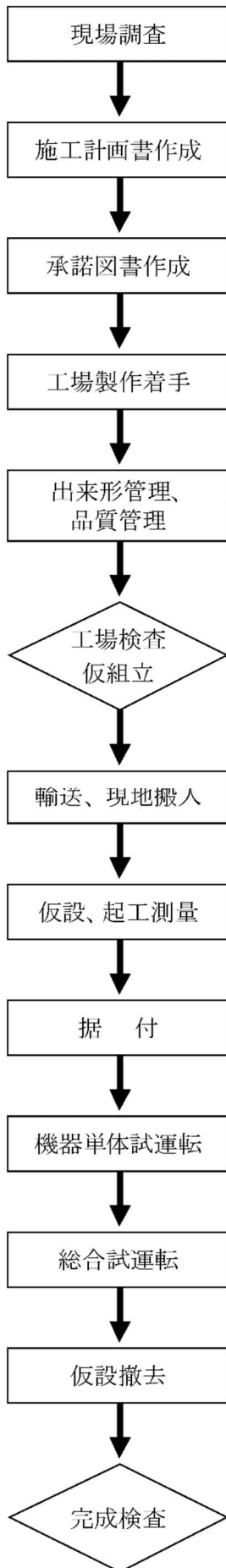


第 7 章 道路排水設備



第 7 章 道路排水設備

この基準は、道路管理施設のうち、水中モータポンプによる道路排水設備に適用する。

工場製作時

7-1-1-1 出来形管理

出来形管理においては、次のとおりとする。

機器名	適用基準又は項目
水中モータポンプ ①	承諾図書による
管・継手類	
弁	
可とう伸縮継手	
配管支持金物	
計測機器類	
盤類	第2章第2節 電気設備による
電源設備	
クレーン設備	第3章第1節 ポンプ設備による
除塵設備	第3章第2節 除塵設備による

①口径 600mm 以上のコラム形水中モータポンプの場合は、「第 3 章第 1 節 ポンプ設備」によるものとする。

②機器及び部品管理は、製造者の試験結果に基づく試験成績書で確認する。

③試験成績書の提出を省略できるものは次の機器・部品とする。

- ・ JIS 規格認定品
- ・ 電気用品安全法認定品
- ・ (一財) 日本建築センターの性能評定及び及び誘導灯認定委員会の認定証票が貼付されている照明器具
- ・ (一財) 日本消防設備安全センターの認定証票が貼付された消防防災制御盤
- ・ 仕様書に明記されていない機材

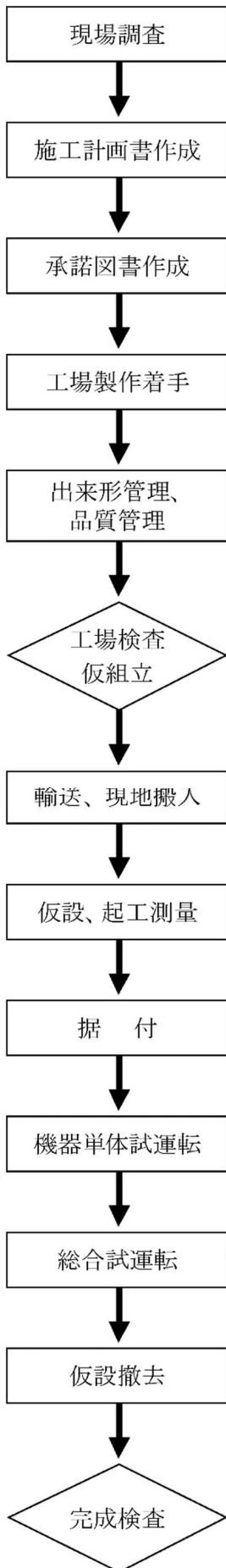
7-1-1-2 品質管理

品質管理の内容は、材料管理と性能管理とする。

1. 材料管理

材料管理は第 1 編第 2 章によるものとする。

なお、機器・部品の材料管理は、製造業者等の材料試験成績表により代えることができる。



2. 性能管理

性能管理においては、次のとおりとする。

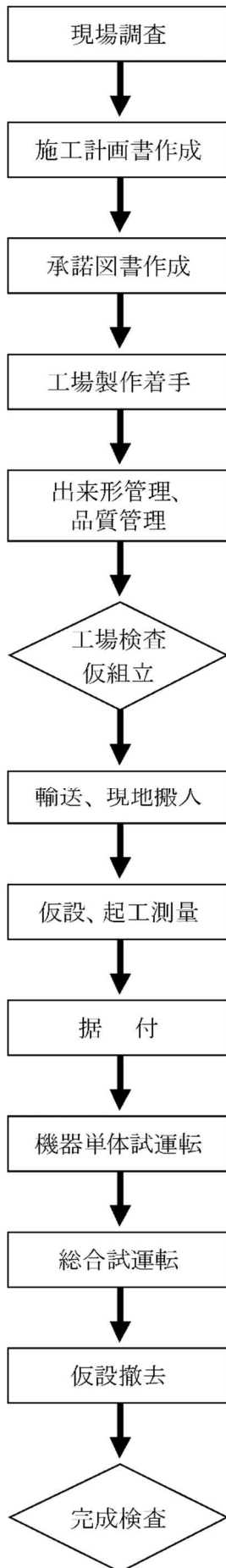
機器名	項 目	適用基準
水中モータポンプ ①	性能確認、耐水圧試験、羽根車バランス試験、気密試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、無負荷試験	JIS B 8301 JIS B 8302 JIS B 8325 JIS B 0905
弁	耐圧試験、漏れ試験、作動確認	JIS B 2003 JIS B 2031 JIS B 2071
可とう伸縮継手	承諾図書による	
計測機器類	承諾図書による	
盤類	第2章第2節 電気設備による	
電源設備		
クレーン設備	第3章第1節 ポンプ設備による	
除塵設備	第3章第2節 除塵設備による	

①口径 600mm 以上のコラム形水中モータポンプの場合は、「第 3 章第 1 節 ポンプ設備」によるものとする。

②機器及び部品管理は、製造者の試験結果に基づく試験成績書で確認する。

③試験成績書の提出を省略できるものは次の機器・部品とする。

- ・ JIS 規格認定品
- ・ 電気用品安全法認定品
- ・ (一財) 日本建築センターの性能評定及び及び誘導灯認定委員会の認定証票が貼付されている照明器具
- ・ (一財) 日本消防設備安全センターの認定証票が貼付された消防防災制御盤
- ・ 仕様書に明記されていない機材



現場据付時

7-2-1-1 出来形管理

据付時の出来形管理は、次のとおり行うものとする。

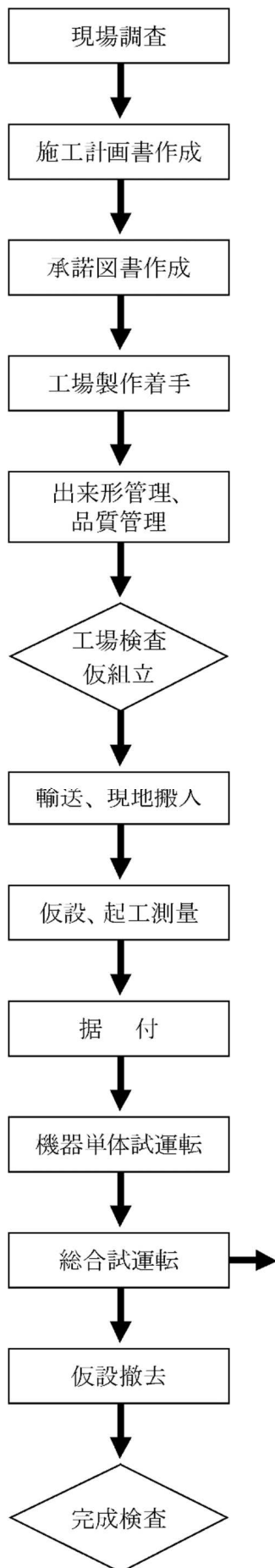
機器名	項 目	管理基準値	摘 要
水中モータ ポンプ ①	中心線のずれ	±2.0mm以内	固定曲管吐出フランジ面にて測定する。
	水平度	0.05mm/m 以内	固定曲管吐出フランジ面にて測定する。
	垂直度	1/100以内	垂直精度＝ $ x_1-x_2 /x$ ガイドパイプ支えから 下げ降りを下ろし、固 定曲管のガイドパイ プ接合部中心とのず れを測定する。
管・継手類	据付関連寸法 接続管との関 連寸法	承諾図書による	1. 据付関連寸法は、基 礎ボルトの位置、ベ ース架台等の寸法も 含めて測定する。 2. 接続機器との関連寸 法では軸心の高さ、 寸法、フランジ面の 平面度、直角度等も 測定する。
弁	据付関連寸法 接続管との関 連寸法		
可とう伸縮 継手	接続管との関 連寸法		
配管支持金 物	据付関連寸法		
計測機器類	据付関連寸法		
盤類	第2章第2節 電気設備による		
電源設備			
クレーン設 備	第3章第1節 ポンプ設備による		
除塵設備	第3章第2節 除塵設備による		

① 口径 600mm 以上のコラム形水中モータポンプの場合は、「第3章第1節 ポンプ設備」によるものとする。

7-2-1-2 材料管理

材料管理は第1編第2章によるものとする。

なお、機器・部品の材料管理は、製造業者等の材料試験成績表により代えることができる。



7-2-1-3 機器単体試運転(機能管理(据付))

据付時の機能管理は、次のとおり行うものとする。

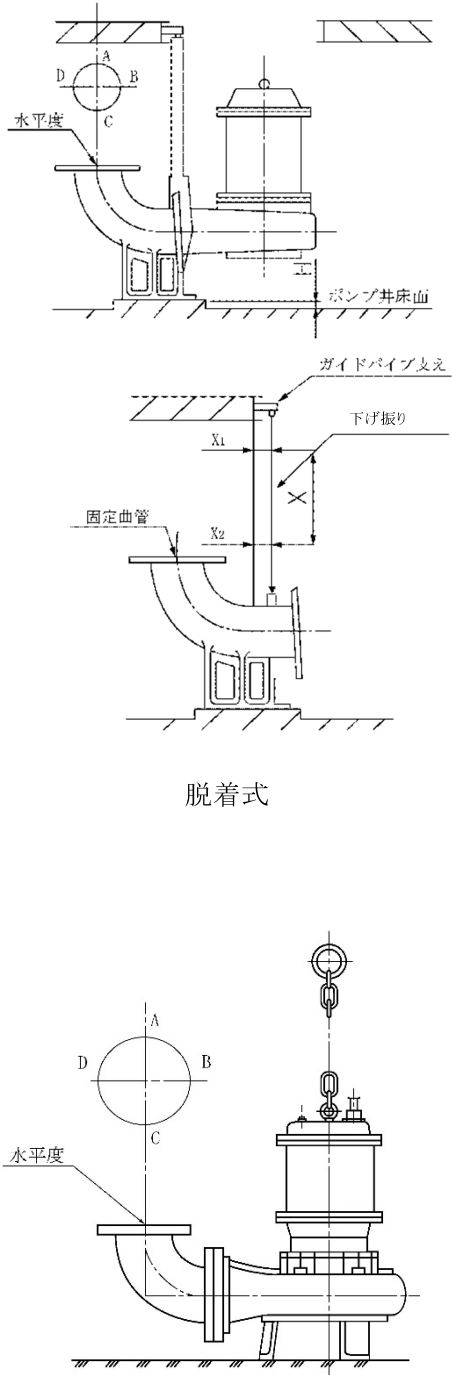
機器名	適用基準又は項目	適用
共通	各機器の動作状況 各機器の潤滑油等の量 計器類の指示状況 異常温度、異常振動、異常音	
水中モータポンプ	絶縁抵抗、電流、電圧、締切り揚程	
管・継手類・弁・可とう伸縮継手	耐圧試験(埋戻し前)	
盤類	第2章第2節 電気設備による	
電源設備		
クレーン設備	第3章第1節 ポンプ設備による	
除塵設備	第3章第2節 除塵設備による	

注) 配管の耐圧試験は当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍の圧力(ただし、最小0.15MPa(1.50kgf/cm²)の水圧試験を行う)。なお、圧力は配管の最低部におけるもので保持時間は最小60分とする。

7-2-1-4 総合試運転

総合試運転は次のとおり行うものとする。

項 目	判定基準	適 用
総合運転試験	各機器を機械的、電氣的に接続した上で運転を行い共振、共鳴等によって生じる異常音、異常温度上昇等がないか確認する。	
始動停止試験	始動停止条件が確実にインタロックされているか確認する。	
保護装置試験	保護装置が確実にインタロックされているかを確認する。 主要回路について保護回路形成から停止又は警報までの時間を確認する。	

測定箇所標準図	摘 要
1. 水中モータポンプ  脱着式 固定式	